

## 多賀町木質バイオマス燃焼機器購入促進事業費補助金交付要綱

平成25年3月28日

要綱第7号

(趣旨)

第1条 町長は、間伐材等を利用した木質資源のエネルギー化を推進し、健全な森林整備および地域資源循環システムの構築に寄与し、低炭素社会を実現することを目的に木質バイオマス燃焼機器（以下「燃焼機器」という。）の普及を促進するため、当該燃焼機器の購入および設置に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては多賀町補助金等交付規則（昭和63年多賀町規則第12号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 多賀町内に住所を有する個人、事務所を有する者または補助金を受けようとする日の属する年度内に多賀町内に住所を有することを確約できる者
- (2) 町税等に滞納がない者
- (3) 燃焼機器を購入した日の属する年度内に当該燃焼機器の設置を完了できる者

(補助金の交付の対象となる燃焼機器)

第3条 補助金の交付の対象となる燃焼機器は、次に掲げるものとする。

- (1) ペレット燃焼機器
- (2) 薪燃焼機器
- (3) 木質バイオマスボイラー
- (4) その他、木質バイオマスを利用するもので町長が認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、燃焼機器の購入および設置に係る経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は1台につき補助対象経費の6分の1以内（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50,000円を限度とする。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、多賀町木質バイオマス燃焼機器購入促進事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければ

ならない。

- (1) 燃焼機器を設置する場所の位置図
- (2) 燃焼機器購入および設置に係る経費の見積書
- (3) 燃焼機器の形状、規格等が分かるカタログ等
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、申請者に交付の決定を通知するものとする。

(変更交付申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、内容の変更をしようとするときは、あらかじめ多賀町木質バイオマス燃焼機器購入促進事業費補助金変更交付申請書（別記様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業等が完了したときは、多賀町木質バイオマス燃焼機器購入促進事業実績報告書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添付し、設置を完了した日から起算して30日を経過する日（その日が当該設置を完了した日の属する年度の翌年度の日となる場合にあっては、当該設置を完了した日の属する年度の3月31日）までに提出しなければならない。

- (1) 燃焼機器購入および設置に係る経費の領収書等の写し
- (2) 設置状況がわかる写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 町長は、実績報告の内容を審査し、内容が適当と認めたときは、補助金額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた補助事業者は、多賀町木質バイオマス燃焼機器購入促進事業費補助金交付請求書（別記様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。